

質問 No.	質問内容 (課題)	答の 内容	再々検討 要請	関係 省庁 との 意見	再々 検討 要請 理由	再々 検討 要請 理由	再々 検討 要請 理由	再々 検討 要請 理由	再々 検討 要請 理由	再々 検討 要請 理由	再々 検討 要請 理由	再々 検討 要請 理由	再々 検討 要請 理由	再々 検討 要請 理由	再々 検討 要請 理由
0500010	「伝統工芸」分野に従事する外国人職人の永住許可要件の緩和及び「伝統工芸」分野に従事する活動に対する在留資格の創設	本邦において創作活動を行う彫刻家等の芸術家については既に在留資格「特別」により、また、収入を得ない者が藝術活動に従事している者について事業家の指定を受けることができることとする。また、収入を得ない者が芸術活動に従事している者について事業家の指定を受けることができることとする。また、収入を得ない者が芸術活動に従事している者について事業家の指定を受けることができることとする。また、収入を得ない者が芸術活動に従事している者について事業家の指定を受けることができることとする。...													
0500200	特例措置の内容の緩和	技能実習生受け入れ数等に係る基準等の緩和について、認め要件の一つとして、構造改革特別区域内に所在する事業所に係る場合、認定要件として、当該認定要件を有する公的機関の半数以上が特例措置に関する特定事業を定める必要があることとしている。													
0500300	学校法人立の高等学校通信制課程を連携先とする「指定技能教育施設」に対する在留資格「留学」の認定要件に関する緩和	在留資格「留学」については、本邦の高等学校に入学して教育を受ける場合に、専ら夜間通学により教育を受ける場合を除くとされている。													
0500400	外国医師等臨床研修制度の規制緩和	本邦において医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する場合は在留資格「医療」により入国・在留が認められている。													

1004010	1004010	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連
1004020	1004020	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連
1004030	1004030	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連
1004040	1004040	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連
1004050	1004050	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連	経団連

御提案の趣旨は、通信制の高校で教育を受ける外国人が、当該高校と連携する指定技能教育施設においても教育を受ける場合に、在留資格「留学」の対象とすることを要望するものと理解している。

出入国管理及び難民認定法第七第一項第二号の基準を定める省令の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第八号は「設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）」は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定めるものであることと規定している。したがって、指定技能教育施設が同号に基づき告示されれば、当該指定技能教育施設において教育を受ける活動を行う外国人は、在留資格「留学」の対象となる。現在、当該告示に告示されている指定技能教育施設はないが、指定技能教育施設から個別具体的な要望があった場合には、個々の施設ごとに設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関であるか、技能教育制度を所管する文科省、指定技能教育施設に指定した都道府県教育委員会等、関係機関からの意見を聴取するなどして告示の是非を検討したい。

なお、指定技能教育施設を告示した場合であっても、在留資格「留学」の対象となるのはあくまで外国人の主たる活動が当該施設において教育を受ける活動であると認められる場合であり、当該施設と連携する通信制の高等学校で教育を受ける場合に、当該施設で教育を受ける活動以外に主たる活動を行っていることから、当該機関で教育を受ける活動に主たる目的とする「留学」の在留資格を認める必要が乏しいためであり、このような場合を在留資格「留学」の対象とすることは困難である。

技能教育施設は学校教育法の学校でも専修学校でも各種学校でもなく、当該施設において教育を受けたとしても、高等学校における教科の一部の履修とみなして単位を与えられるに留まると承知している。

提案主体の運営する技能教育施設が学校教育法上の各種学校と同等であるというのであれば、まずは各種学校として都道府県知事等の認可を受けることが必要ではないかと考えている。いすれにせよ、まず技能教育施設の位置づけについて教育制度を所掌する文部科学省において検討すべきである。

前々回、「教育機関で教育を受ける活動以外に主たる活動を行っている場合に、教育を受ける活動を生たる目的とする「留学」の在留資格を認める必要が乏しい。」旨のご回答を頂いた。この場合の教育機関で教育を受ける活動が生たる活動とする「基準は、その教育機関での授業時数を以って「教育を受ける活動が主たる活動」であると定義されようとする。それゆえ、各種学校と同様の授業時数を以って「教育を受ける活動が主たる活動」であると定義されようとする。その活動が主たる活動であるか、技能教育制度を所管する文科省、指定技能教育施設に指定した都道府県教育委員会等、関係機関からの意見を聴取するなどして告示の是非を検討したい。

技能教育施設の指定の基準として「年間総授業時数」は、在留資格「留学」が認められている各種学校の規程同様、年間600時間以上と定められている。年間指導員数を35週、週5日の授業実施日を設けると、週20時間程度の授業が行われ、生徒は事実上、毎日登校して学習指導を受けている。したがって「主たる活動は技能教育施設という教育機関で教育を受ける活動」である。今回は「技能教育施設」における在留資格「留学」の認定であり、そこで主たる活動が各種学校の規程と同じ授業時数を担保とした「教育を受ける活動」であるから、是非とも在留資格「留学」を各種学校と同様の取り扱いは再度お願い申し上げる次第である。

専ら通信制の高等学校で教育を受ける場合を在留資格「留学」から除外している理由は、教育機関で教育を受ける活動以外に主たる活動を行っていることから教育を受ける活動が生たる目的とする「留学」の在留資格を認める必要が乏しいことにある。

指定技能教育施設については、定時制又は通信制の課程に在学する高校生が、当該施設においても教育を受けている場合に、同様の教育を重複して受けるという二重負担を軽減する観点から、高等学校の校長が高等学校における教科の一部の履修とみなし単位を与えようとするものであり、主たる活動が高等学校において教育を受ける活動ではないことから、在留資格「留学」を付与することは困難である。

在留資格「留学」が認められている「各種学校」の規程と、技能教育施設の設置基準とにおいて、「修業年限」並びに「授業時数」は同じ条件が定められている。学校法人立の高等学校通信制課程を技能教育施設としての教育の地位性は、来日する生徒側にとっては、単位修得の基準が通信制高等学校の基準となり、来日当初の「言葉のハンディキャップ」を克服する上でも、日本語学習に多くの時間が確保できる点が挙げられる。また、日本人生徒にとっても、自らと異なる価値観を持つ同年代の外国人生徒と触れ合うことで国際感覚を養うとともに、母国文化を再認識する機会を多く作ることが期待される。このようなメリットを活用し、日本語と日本文化、スポーツ等を系統的、継続的に深く学ぶ機会を与えることが、各国の若い世代が日本を深く理解することができる特別な学校作りを行う。同時に、より多くの他国の生徒を迎え入れることで、日本人の生徒が「人と人、国と人、人と自然」の共生について、身近な課題として考え、学び、実践できる機会を多く持つ学校作りを行う。

指定技能教育施設については、学校法人立の通信制高校に方一の場合の当該生徒の引き受けを確保する書類の提出を求める都道府県もある。

入国管理法及び難民認定法の別表第一の四の「本邦において行うことができる活動」の各種学校で教育を受ける活動の場合と同様に、学校法人立の高等学校通信制課程を技能教育施設として教育を受ける場合で、当該通信制課程と指定技能教育施設の両方に在籍する場合、在留資格「留学」の認定を受けることができようとする。現行制度では、連携先の高等学校が通信制課程として在留資格「留学」が認められている「指定技能教育施設」に対する在留資格「留学」の認定を受けることができる。

本市の基幹産業である水産業において現在100社以上の水産加工製造業のほとんどが従業員数50人以下の中小企業である。外国に研修生の受け入れは国際的人材育成・高度技術の習得はもとより、地域の国際交流事業に対する取り組みや支援施策の拡充も図られ、もって国際貢献が広範囲に促進され、今後の地域の活性化も図られると考える。